

緊急経済対策（抄）

第二部会 2 - 2

平成13年4月6日
経済対策閣僚会議

第2章 具体的施策

1. 金融再生と産業再生

（2）銀行の株式保有の制限について

我が国金融システムの構造改革を推進し、その安定性への信頼を高めていくためには、不良債権のオフバランス化促進策とあわせて、銀行の保有する株式の価格変動リスクを銀行のリスク管理能力の範囲内に留めることにより、銀行経営の健全性が損なわれないことを担保するため、株式保有制限の在り方に関する制度整備を行う必要がある。銀行の保有株式を制限することは、株式持合いの縮小を通じて我が国株式市場の構造改革と活性化を促すとともに、コーポレート・ガバナンスの改善などをも通じ、我が国経済の再生にも寄与するものである。他方、こうした施策に伴う銀行の株式放出が短期的には株式市場の需給と価格形成に影響し、株価水準によっては金融システムの安定性や経済全般に好ましくない影響を与える可能性もあり、こうした観点から公的な枠組みを用いた一時的な株式買取りスキームを設けることとする。

銀行の株式保有制限の導入

銀行の保有株式を買い取る前提として、銀行の株式保有額を銀行のリスク管理能力の範囲内に制限するための制度整備を行う。

具体的には、銀行の保有する株式を、例えば自己資本の範囲内とし、それを超えて保有する株式は、一定期間内に処分するものとする。

株式買取りスキームの概要

- 1) 株式の買取りは、法律に基づき銀行等からの拠出により設立される銀行保有株式買取機構（仮称）が行う。その際、預金保険機構の活用を含め、株式買取りに要する資金に対する政府保証等公的な支援を検討する。
- 2) 株式の買取り先は銀行（信託業務を営む銀行にあっては信託勘定を除く。）とする。
- 3) 買取りは時価により行うが、買取り対象銘柄については、上場投信（ETF）の組成をも考慮して一定のルールにより決定する。
- 4) 当該機構が取得した株式の処分については、上場投信（ETF）、投資信託、確定拠出年金などを活用する。

今後の進め方

上記制度整備及びスキームを実施するための具体案を確定し、法的手当てを含めた細目について可及的速やかに成案を得る。